携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

令和2年度予算額 1,511百万円 (令和元年度予算額 3,165百万円)

	事業名	事業内容	事業主体	補助率
1	基地局施設 整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の 基地局施設を設置する場合の整 備費を補助	地方公共 団体	【1社参画の場合】 【複数社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 国 2/3 市町村※1 1/5 ※1:地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
2	伝送路施設 運用事業	圏外解消のため、携帯電話等の 基地局開設に必要な伝送路を整 備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	国 無線通信事業者 2/3*2 1/3 ※2:整備対象エリアが100世帯以上の場合は1/2
3	高度化施設 整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【 1 社整備の場合】 無線通信事業者 1/2 1/2 2/3 無線通信事業者 2/3 1/3 (注) 4 Gエリアへの 5 G基地局の導入については、設置する 5 G特定基地局によるカバーエリアが100世帯未満の場合に限る
4	伝送路施設 設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の 基地局開設に必要な伝送路を設 置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 離島市町村 2/3**3 1/3 ※3:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3



